

賃貸住宅チャットボットサービスを開始します

東京都では、賃貸住宅のトラブルの発生防止を目的として、「賃貸住宅紛争防止条例」を制定するとともに、専門の相談窓口として「賃貸ホットライン」による電話や窓口（事前予約制）相談を実施し、退去時の敷金精算・原状回復等、入居時の修繕、重要事項説明に関する事項などの相談に対応しております。

加えて、不動産取引に関しては、昨年7月から「宅地建物取引業免許及び宅地建物取引士の申請等チャットボット」を開始していますが、この度、更なるサービス向上のため、下記のとおり「賃貸住宅チャットボット」のサービスを開始しますので、お知らせします。

本サービスは、24時間365日、ご利用いただけます。チャットボットは多くの質問をお受けすることで、より良い回答を行えるようになりますので、ぜひご利用ください。

記

1 賃貸住宅チャットボットの内容

賃貸住宅に関するよくある質問に対する回答
(画面イメージは別紙参照)



バナーイメージ

2 アクセス方法（2通りあります）

- (1) [都庁総合ホームページ](#)の右下に表示されるアイコンをクリック
- (2) 住宅政策本部ホームページの[不動産取引](#)をクリックし、右下に表示されるアイコンをクリック

3 サービス開始

令和4年7月28日（木曜日）

問合せ先

民間住宅部 適正取引促進担当課長 栗原 陽子

内線 30-380

直通 03-5320-5061

別紙（画面イメージ）

住宅の賃貸借契約 Q & A - Google Chrome

はじめから 住宅の賃貸借契約 Q & A

2022/07/04 18:40:44

原状回復とは何ですか？借主が畳や壁紙を入居時の状態に戻す義務があるのですか？

2022/07/04 18:40:48

東京都

原状回復とは、借主の故意・過失や通常の使用方法に反する使用等、借主の責任により生じた損耗や傷等を復旧するものです。経年劣化による畳や壁紙の変色等まで新しいものに取り替える義務はありません。例えば、畳6畳（枚）のうちタバコの焼焦げが1畳ある場合、その1畳だけ取り替えば足ります。ただし、貸主・借主が自由な意思に基づき特約を設け、双方がそれに合意した場合はそれに従うことになります。

2022/07/04 18:40:48

東京都

もう一度、よくあるご質問を表示しますか？

はい いいえ

2022/07/04 18:40:49

送信